

平成26年度

福島県奨学資金《震災特例採用》

奨学生追加募集のご案内

福島県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

◆対象者 保護者が福島県内に住所を有し、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害）により被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難な状況にある高校生、専修学校（高等課程）生及び特別支援学校高等部に在籍する生徒 **※1年生以外の学年の方も応募できます。**

- ① 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
- ③ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
- ④ 主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
- ⑤ 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合
- ⑥ その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

◆貸与月額

国公立	自宅通学	18,000円
	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	30,000円
	自宅外通学	35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学扱い

◆貸与期間

平成26年4月～平成27年3月

◆貸与方法

書類選考・採用決定後、平成27年1月末日に奨学生本人の口座に一括で振込み

◆利子

無利子

◆保証人

連帯保証人1名（原則保護者）

◆返還

卒業から6ヶ月経過後より7～8年間で返還

ただし、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込み（税等控除前）が一定額を超えない場合、願出により返還義務を免除します。《返還免除基準となる年間収入見込額》

・高校等卒業の場合（進学者を除く）320万円未満

・短大・専門学校に進学し卒業した場合

340万円未満

・大学に進学し卒業した場合 360万円未満

◆申込方法

願書に必要書類を添付し、在学する学校へ申し込んでください。申込み手続き等については、学校へお問い合わせください。

◆申込締切

・学校への申込締切

平成26年 月 日（ ）

・学校から県教委への提出締切

平成26年11月14日（金）必着

<必要書類>

1. 福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 記載にあたっては「記載例」及び願書裏面の「記載上の注意」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 本籍及び現住所は住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。
- ③ 申請者及び連帯保証人について、現在居住している住所が住民票上の住所と異なる場合は、願書の下余白に、現在居住している住所を記入してください。
(例 申請者:〇〇市〇〇町1-1 仮設住宅101号)
- ④ 連帯保証人は、県内に住所を有する親権者等(父、母または未成年後見人)となります。
- ⑤ 保証人の欄は記入する必要はありません。
- ⑥ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください(修正ペン、修正テープは使用不可)。

2. 福島県奨学生推薦調書(第2号様式)

- ※ 在学している学校が記載するものです。
- ※ 学校の方へ:出身(在学)学校の成績欄は記入不要です。

3. 震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書

- ① 記載にあたっては「記載例」をよく読み、の欄について、該当項目を○で囲むか、読みやすい字で記入してください。
- ② 被災状況に応じて、次の書類を添付してください。

被災状況	必要書類(※何れも写しで可)
ア 自宅被害(全壊・半壊等) ※ 一部損壊は対象外	罹災証明書(被災証明書は不可)
イ 警戒区域又は計画的避難区域に居住して避難した場合	被災証明書又は罹災証明書
ウ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住して避難した場合	・被災証明書又は罹災証明書 ・特定避難勧奨地点に指定された地点に居住して避難した場合は、その旨が確認できる書類
エ 主たる生計支持者の死亡等	・被災証明書又は罹災証明書 ・重篤な障がい・疾病を負った場合 医師の診断書、障害者手帳等、状況が確認できる書類をいずれか一つ(死亡・行方不明の場合は特に不要)
オ 主たる生計支持者の収入の著しい減少 (失業又は50%程度以上の収入の減少)	・被災証明書又は罹災証明書 ・平成23~26年度の所得証明書(4年間分) ・失業の場合 解雇通知、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等、失業が確認できる書類をいずれか一つ ・収入減の場合 震災前後の給与明細等、収入減が確認できる書類

4. 住民票謄本(本籍記載の世帯全員分)

- ① 同一生計の方全員分です。別居している方も提出になります。
- ② 戸籍謄本や広域住民票は不可ですので御注意ください。
- ③ 奨学生本人が保護者と別居し、かつ、住民票と異なる住所に居住している場合は、必ず「居住証明書」を提出してください。
※様式は学校から取り寄せ、居住先の管理者から証明を受けてください。

5. 口座振替による支払申出書(ゆうちょ銀行の場合は見開き1ページ目のコピーを必ず添付)

- ① 奨学資金申請者本人名義となります。
- ② 金融機関で金融機関名、口座番号等の確認を受けてください。
(金融機関の確認を受けることが出来ない場合や口座番号訂正した場合は、通帳表紙のコピーを添付してください。)
- ③ 用紙右下の署名・捺印を忘れずに行ってください。

6. 誓約書

- ① 奨学資金申請者が記入・押印してください。
- ② 本籍及び現住所は「1. 福島県奨学生願書」と同様、住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。